明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務九）　二
○医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働二六）　二

〔告　示〕
○ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文を両政府が相互に決定する活動について準用することに関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三四）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働三〇）　五
○保安林の指定をする件（農林水産二五四～二六八）　五
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（同二六九）　七
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同二七〇）　八
○高速自動車国道に関する件（国土交通七九）　八
○道路に関する件（関東地方整備局三五）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（近畿地方整備局一一）　九
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（東京都公安委五四）　九
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（福岡県公安委一九）　一〇

〔国会事項〕
内閣　一〇

〔人事異動〕
〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（国土交通省最低賃金公示三）　一二
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（近畿運輸局最低賃金公示一、神戸運輸監理部同一）　一二

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分、無縁墳墓等改葬関係　一二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
会社その他　二六

省　令

○総務省令第九号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月八日

総務大臣　松本　剛明

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （令和六年能登半島地震に係る道府県の三月分の算定方法の特例） **第十四条**　令和五年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。 一　石川県について、第二条第一項第一号の表第四号一に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、「要する経費」とあるのは「要する経費の見込額として総務大臣が定める額」と読み替えるものとする。 二　石川県について、第二条第一項第一号の表第四号二に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値」とあるのは「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの見込みの数値」と読み替えるものとする。 （令和六年能登半島地震に係る市町村の三月分の算定方法の特例） **第十五条**　令和五年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。 一　令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一の規定に準じて算定した額。この場合において、「要する経費」とあるのは「要する経費の見込額として総務大臣が定める額」と読み替えるものとする。 二　前号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の規定に準じて算定した額。この場合において、「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値」とあるのは「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの見込みの数値」と読み替えるものとする。 2　令和五年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震について、前項第一号の市町村においては、同号の額に○・五を乗じて得た額と同項第二号の額に○・二を乗じて得た額との合算額を加えた額とする。 ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十六号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第三項第四号及び第十六条の八の規定に基づき、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月八日

厚生労働大臣　武見　敬三

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（臨床研修病院等の指定） **第三条**　（略） 2　法第十六条の二第一項に規定する外国の病院で厚生労働大臣が指定するもの（以下「外国臨床研修病院」という。）の指定は、	（臨床研修病院の指定） **第三条**　（略） （新設）

外国の病院で臨床研修を受けた医師を受け入れようとする基幹型臨床研修病院（以下「受入病院」という。）の開設者からの求めに応じて、当該医師ごとに行うものとする。

（外国臨床研修病院の指定を求める手続）

第五条の二　受入病院の開設者は、外国臨床研修病院の指定を求める場合には、当該指定を求める外国の病院に関する次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　管理者の氏名

三　名称及び所在地

四　医師の員数

五　診療科名

六　救急医療の提供の実績

七　病床の種別ごとの病床数

八　診療科ごとの入院患者及び外来患者の数

九　病床の種別ごとの平均在院日数

十　臨床病理検討会の実施状況

十一　臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備の概要

十二　研修プログラムの名称及び概要

十三　プログラム責任者の氏名

十四　指導医の氏名及び担当分野

十五　研修医の処遇に関する事項

十六　その他臨床研修の実施に関し必要な事項

2　前項の書類には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　研修プログラム

二　外国臨床研修病院の指定を受けることに対する当該指定に係る外国の病院の開設者の同意書

三　外国の病院で臨床研修を受けた研修医が当該外国の病院における臨床研修の全部又は一部を修了したことを証する書類

四　その他臨床研修の実施に関し必要な書類

（新設）

（法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準）

第六条　第四条第一項の申請があった場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、同項第一号並びに第四号及び第九号に掲げる事項については、当該協力型臨床研修病院の状況を併せて考慮するものとし、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、同項第二号並びに第四号、第七号、第十号及び第十四号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一～十八　（略）

2　第五条の規定により準用する第四条第一項の申請があった場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　都道府県知事は、第四条第一項（第五条の規定により準用する場合を含む。）の申請があった場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。

一・二　（略）

4　外国の病院を外国臨床研修病院に指定しようとする場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、厚生労働大臣は、同項第三号に掲げる事項については、当該提出に係る受入病院の状況を併せて考慮するものとする。

一　第二条に規定する臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること。

（法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準）

第六条　第四条第一項の申請があった場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、法第十六条の二第三項第一号並びに第四号及び第九号に掲げる事項については、当該協力型臨床研修病院の状況を併せて考慮するものとし、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、法第十六条の二第三項第二号並びに第四号、第七号、第十号及び第十四号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一～十八　（略）

2　前条の規定により準用する第四条第一項の申請があった場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　都道府県知事は、第四条第一項（前条の規定により準用する場合を含む。）の申請があった場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。

一・二　（略）

（新設）

二　医療法施行規則第十九条第一項第一号に規定する員数の医師を有していること。
三　患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
四　医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
五　適切な指導体制を有していること。
六　受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
七　研修医に対する適切な処遇を確保していること。
5　厚生労働大臣は、前項の場合において、当該外国の病院が臨床研修を行うことが適当でないと認められるときは、当該指定をしてはならない。
（臨床研修の中断及び再開）
第十八条　（略）
2　（略）
3　基幹型臨床研修病院の管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証を交付しなければならない。
一・二　（略）
三　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院及び当該研修協力施設、外国臨床研修病院が臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び当該研修協力施設）及び当該外国臨床研修病院）の名称
四～六　（略）
4　（略）

（新設）

（臨床研修の中断及び再開）
第十八条　（略）
2　（略）
3　基幹型臨床研修病院の管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証を交付しなければならない。
一・二　（略）
三　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び研修協力施設）の名称
四～六　（略）
4　（略）

（臨床研修の修了）
第十九条　（略）
2　基幹型臨床研修病院の管理者は、前項の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証を交付しなければならない。
一～三　（略）
四　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院及び当該研修協力施設、外国臨床研修病院が臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び当該研修協力施設）及び当該外国臨床研修病院）の名称
3・4　（略）
（記録の保存）
第十九条の二　基幹型臨床研修病院の管理者は、帳簿を備え、臨床研修を受けた研修医に関する次の事項を記載し、当該研修医が臨床研修を修了し、又は中断した日から五年間保存しなければならない。
一～三　（略）
四　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院及び当該研修協力施設、外国臨床研修病院が臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び当該研修協力施設）及び当該外国臨床研修病院）の名称
五・六　（略）
2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（臨床研修の修了）
第十九条　（略）
2　基幹型臨床研修病院の管理者は、前項の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証を交付しなければならない。
一～三　（略）
四　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び研修協力施設）の名称
3・4　（略）
（記録の保存）
第十九条の二　基幹型臨床研修病院の管理者は、帳簿を備え、臨床研修を受けた研修医に関する次の事項を記載し、当該研修医が臨床研修を修了し、又は中断した日から五年間保存しなければならない。
一～三　（略）
四　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び研修協力施設）の名称
五・六　（略）
2　（略）